

仕事と育児・介護の両立支援制度の拡充について

仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、超過勤務の制限に係る制度の見直し及び子の看護のための休暇の取得要件の拡大を行うとともに、介護に関する制度を利用しやすい環境整備のための措置を講じる。

1 内容

(1) 超過勤務の制限（残業免除）に係る制度の見直し

現 行	改正後
① 3歳未満の子を養育する職員が請求した場合、超過勤務させてはならない。	① 小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合、超過勤務させてはならない。
② 小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合、月24時間、年150時間を超えて超過勤務させてはならない。	② 小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合、月24時間、年150時間を超えて超過勤務させてはならない。

※小学校就学前の子を養育する職員は、①又は②を選択して請求可能

(2) 子の看護のための休暇の取得事由の拡大とそれに伴う名称変更

	現 行	改正後
名 称	子の看護のための休暇	子の看護等のための休暇
取得事由	- 看護 - 予防接種、健康診断	- 看護 - 行事参加（入園・卒園式、入学式等） - 感染症に伴う学級閉鎖等

区規則で定める

(3) 介護に関する制度を利用しやすい環境の整備

- ・介護に直面した旨の申出をした職員に対して、介護に関する制度等の周知及び意向確認のための面談等を実施する。
- ・介護に直面する前の早い段階（40歳等）において、介護に関する制度等について情報提供を行う。
- ・介護に関する制度の利用が円滑に行われるようにするための研修や相談体制の整備を行う。

2 改正を要する条例

中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

3 施行予定日

令和7年4月1日